

第二十三條 辦事處ノ組織及其ノ職掌ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 附 則

第二十四條 本大綱ハ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ修改スルコトヲ得

第二十五條 本大綱ハ理事會ノ議決ヲ經テ國民政府ニ申請認可ヲ受ケ

テ之ヲ施行ス

華中調查速報第一七四號

昭和十六年五月

國民政府公報抄（邦譯）

民國三十年四月十一日 第一六〇號

興亞統華中連絡部

凡 例

- 一 本輯の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽の各省公報及南京、上海市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に關するものは原則として全部之を輯録する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又訓令以下は重要なるもののみを摘録す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

籌堵黃河中牟決口委員會暫行組織條例

(中華民國三十年四月五日公布)

第一條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ國民政府ニ直屬シ黃河ノ中牟ニ於ケル決口(堤防ノ決壊シタル所)ノ籌堵(塞グ計劃)事項ヲ管掌ス

第二條 國民政府ハ籌堵黃河中牟決口委員會ニ主任委員一人ヲ任命シ會務ヲ主持セシム副主任委員一人ハ主任委員ヲ輔佐シテ會務ヲ處理シ主任委員事故ニ因リ職務ヲ執行スル能ハザルトキハ之ヲ代理ス
委員五人乃至七人ヲ任命シ會務ヲ助理セシム
前項ノ委員ハ河北省、河南省、山東省ノ三省ノ建設廳長ヲ以テ當然委員ト爲ス

第三條 籌堵黃河中牟決口委員會ニ左記ノ二處ヲ設ク

- (一) 總務處
- (二) 工務處

第四條 總務處ハ左ノ事項ヲ掌ル

- (一) 文書ノ受發、起案、保管ニ關スル事項
- (二) 官印ノ保管ニ關スル事項
- (三) 會計ノ出納ニ關スル事項
- (四) 庶務ニ關スル事項
- (五) 報告ノ作製及豫算決算ノ編製ニ關スル事項
- (六) 職員ノ考査、任免及賞罰ノ記錄ニ關スル事項
- (七) 警備ニ關スル事項
- (八) 其ノ他工務ニ屬セザル事項

第五條 工務處ハ左記ノ事項ヲ掌ル

- (一) 籌堵(塞)計劃ノ工事ノ測圖ニ關スル事項
 - (二) 籌堵工事ノ設計ニ關スル事項
 - (三) 工事經費ノ見積ニ關スル事項
 - (四) 需用材料ノ購入計劃及運輸ニ關スル事項
 - (五) 工事ノ實施ニ關スル事項
 - (六) 工事ノ報告考査ニ關スル事項
 - (七) 其ノ他一切ノ籌堵工事ニ關スル事項
 - (八) 工作人員ノ訓練ニ關スル事項
- 第六條 籌堵黃河中牟決口委員會ニ秘書若干人ヲ置ク(中二人ハ簡任待遇、他ハ薦任待遇)長官ノ命ヲ承ケ文書、電報ノ審査、起案及開會ノ記録事項ヲ處理ス
- 第七條 籌堵黃河中牟決口委員會ニ處長二人ヲ置キ簡任待遇トシ長官ノ命ヲ承ケ各處ノ事務ヲ分掌ス

- 第八條 籌堵黃河中牟決口委員會ニ科長若干人ヲ置キ薦任待遇トシ科員若干人ハ薦任又ハ委任待遇トス長官ノ命ヲ承ケ各科ノ處理スベキ事務ヲ處理ス
- 第九條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ事實ノ需用ニ應ジ技正若干人簡任又ハ薦任待遇、技士若干人薦任又ハ委任待遇、技佐若干人委任待遇ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ各項ノ工事事務ヲ處理ス
- 第十條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ堵口(決壊シタルトコロヲ塞グ)ノ技術工事項ヲ研究實施スル爲專員又ハ顧問ヲ聘用スルコトヲ得
- 第十一條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ事務上ノ必要ニ因リ適宜雇員及練習生ヲ置クコトヲ得
- 第十二條 籌堵黃河中牟決口委員會ニ審計員一人ヲ置キ工事費ノ決算報告事項ヲ審査ス國民政府ニ於テ監察院審計部ノ審計官又

ハ協審官ニ就キ之ヲ選拔ス
 第十三條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ工事上必要アルトキハ測量隊
 施工所ノ警備隊ヲ設クルコトヲ得
 第十四條 籌堵黃河中牟決口委員會ハ必要ノ技術人員ヲ養成スル目
 的ヲ以テ訓練所ヲ設クルコトヲ得
 第十五條 籌堵黃河中牟決口委員會ノ處務章則ハ會令ヲ以テ之ヲ定
 第十六條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

華中調查速報第一七五號
 昭和十六年五月

南京市政府公報抄（邦譯） 民國三十年一月十五日 第六十三期

興亞院華中連絡部



發送先

一本 院

華北運綽部次長

蒙疆、厦門各運綽部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

登集團參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

在南京大使館

九〇

二部

二部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

各部

支那派遣軍總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

支那派遣憲兵隊司令官

上海憲兵隊長

支那方面艦隊參謀長

海軍上海駐在武官長

第一海軍經理部

漢口海軍特務部長

支那方面艦隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

東亞研究所

上海

東京

滿鐵上海事務所

外務省大臣官房文書課

中華民國法制研究會

各部

一部

一部

一部

一部

一部

凡 例

- 一 本輯の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、の各省公報及南京、上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を輯録する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるるものは編譯を省略又訓令以下は重要なるもののみを摘録す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

目 次

一、南京市府營造業登記章程	一
二、南京市府工業技師技副執行業務規則	一四
三、南京市府首都警察廳會訂取締書場簡則	二一
四、南京市府職員保證暫行規則	二四

南京市政府營造業登記章程

(中華民國三十年一月公布)

- 第一條 本市區內ニ於テ各項建築工事ノ請負ヲ營業トスルモノ建築公司(建築會社)營造廠(營造所)永木作(大工ト左官)等ノ如キハ總テ本章程ニ於テ營造業ト稱ス
- 第二條 營造業ハ本章程ノ規定及本市建築規則並ニ其ノ他關係アル章則、令文(命令、訓令、指令ヲ謂フ)布告ニ對シテハ總テ確實ニ之ヲ遵守スベシ
- 第三條 營造業ハ豫メ工務局ニ對シ登記ヲ申請シ許可ヲ經テ免狀ヲ下附サレタルモノニ限リ始テ營業スルコトヲ得
- 既ニ他地方ニ於テ登記シ免狀ノ下附ヲ受ケ而シテ本市ニ於テ各項工事ヲ請負フトキモ亦同ジ

265

第四條

但シ免狀取消期間內ノ營造廠ニ於テハ牌號(商標、記號)ヲ變更シテ別ニ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

條 前項ノ營造業免狀ハ滿一年毎ニ一回書キ換フルモノトス

營造業免狀ノ登記ヲ申請スルモノノ資本、經驗、學歷ハ左記ノ四等ニ分ツ

甲級 資本金五萬元以上ニシテ左記資格ノ一アルモノ

(一) 曾テ十萬元以上ノ工事ヲ請負テ成績優良ナルモノ(契約書等ノ如キ證明文書ヲ檢査ニ提出スルコトヲ要ス)

(二) 曾テ國內外公私立専門以上ノ學校ノ土木科又ハ建築科ヲ卒業シ若ハ曾テ學ビタル學科ノ職務ニ滿一年以上任ゼラレ成績優良ニシテ證明書ヲ取得シタルモノ

(三) 曾テ國內外公私立専門以上ノ學校ノ土木科又ハ建築

科ヲ三年以上修業シ若ハ曾テ學ビタル學科ノ職務ニ
滿、二年以上任ゼラレ成績優良ニシテ證明書ヲ取得シ
タルモノ

(四) 曾テ乙級ノ登記免狀ヲ受領シ本市ニ於テ二萬元以上
ノ工事ヲ請負シ合計十萬元以上アリテ工務局ヨリ成
績優良ト認メタルモノ

乙級 資本金一萬元以上ニシテ左記資格ノ一アルモノ

(一) 曾テ二萬元以上ノ工事ヲ請負テ成績優良ナルモノ(契
約書等ノ如キ證明文書ヲ検査ニ提出スルコトヲ要
ス)

(二) 曾テ高級職業學校又ハ同等程度ノ學校ノ土木科及ハ
建築科ヲ卒業シ若ハ曾テ學ビタル學科ノ職務ニ滿一
年以上任ゼラレ成績優良ニシテ證明書ヲ取得シタル

モノ

(三) 曾テ丙級ノ登記免狀ヲ受領シ本市ニ於テ五千元以上
ノ工事ヲ請負、合計一萬元以上アリテ工務局ヨリ成
績優良ト認メタルモノ

丙級 資本金三千元以上ニシテ左記資格ノ一アルモノ

(一) 曾テ五千元以上ノ工事ヲ請負テ成績優良ナルモノ(契
約書等ノ如キ證明文書ヲ検査ニ提出スルコトヲ要
ス)

(二) 曾テ中學ヲ卒業シ又ハ曾テ土木建築工事界ノ職務ニ
二年以上任ゼラレ成績優良ニシテ證明書ヲ取得シタル
モノ

(三) 曾テ丁級ノ登記免狀ヲ受領シ本市ニ於テ一千元以上
ノ工事ヲ請負、合計滿五千元アリテ工務局ヨリ成績

優良ト認メタルモノ

丁級 資本金一千元以上ニシテ左記資格ノ一アルモノ

(一) 原營造廠商ニシテ(小請負)營業一年以上ナルモノ

(二) 工專請負ノ學識、能力、經驗アリテ同業者ニ軒ノ證
明アルモノ

第五條

前條申、乙、丙ノ三級ニシテ若左記ノ資格アルモノヲ經理(支配人)ニ聘雇スルトキモ亦登記ヲ申請スルコトヲ得

甲級 本市ニ於テ開業セル土木科又ハ建築科技師

乙級 本市ニ於テ開業セル土木科又ハ建築科技師若ハ技師(日本技師)

丙級 前條ノ甲、乙級ノ第一項資格アルモノ

前項ノ經理人(支配人)ハ一人一廠ヲ擔任スルモノトス

第六條

營造業ガ登記ヲ申請スルトキハ工務局製定ノ登記表及保

證書ヲ各二部作成シ本人最近ノ二寸半身寫眞三枚及資本、經驗ノ學歴ニ關スル證明文書ト共ニ局ニ提出シテ審査ヲ受クベシ

經理人ノ聘用ニ付登記ヲ申請スルトキハ該經理人ノ寫眞及其ノ業務執行又ハ學歴經驗ノ證明文書ヲ一括シ審査ニ送付スベシ

第七條

該項ノ證明文書ハ總テ審査完了後ニ之ヲ返還スルモノトス

登記費ヲ納入シテ免狀ヲ受領スベシ

甲級 五十元

乙級 二十元

丙級 十元

丁級 五元

第八條

營造業免狀ハ店內ノ見易キ場所ニ之ヲ懸グベシ

第九條 登記済ノ營造業ハ各其ノ等級ニ依リ左記ノ工事ヲ請負フ

コトヲ得

甲級 市内一切ノ大小營造工事ヲ請負フコトヲ得

乙級 五萬元以下ノ工事ヲ請負フコトヲ得

丙級 一萬元以下ノ工事ヲ請負フコトヲ得

丁級 五千元以下ノ工事ヲ請負フコトヲ得

第十條 登記済ノ營造業ガ市内各項工事ヲ請負フトキハ工事ノ開

始前及竣工後ニ於テ交付シタル工事記載表ヲ工務局ニ送付シ

テ審査ヲ受クベシ

此ノ項ノ工事記載表ハ免狀ノ下附ヲ申請スルトキニ一括交付

シ毎冊實費一元五十錢ヲ徴收ス

第十一條 登記済ノ營造業ニシテ左記事情ノ一アルトキハ其ノ登記

シタル免狀ヲ取消スコトヲ得其人期間ハ三月乃至六月ヲ以テ

限トス事情ノ比較的輕キモノハ五十元以下ノ罰金ニ處ス

但シ左記第三項乃至第六項ノ規定ニ違反シタルトキハ且期日

ヲ定メテ取毀シ改造ヲ命ジ又ハ監督シテ工事ノ完了ヲ命ズベ

シ

(一) 登記後申請者ノ資格ガ本章程第四條ノ規定ト合ハズ又

ハ事故ニ因リ能力喪失ヲ發見シタルトキ

(二) 登記免狀、牌號(商標、記號)ヲ他人ニ讓與シ替玉ヲ

使ヒ又ハ誤魔化シタルトキ

(三) 建築スル工事が工務局ノ査定シタル退縮線ニ依リ之ヲ

退縮セズ又ハ公私有土地ヲ侵佔(犯シ占領スル)シタ

ルトキ

(四) 工務局ノ査定シタル工事圖面ニ依リテ營造セザルトキ

(五) 偷工減料(工賃及材料ヲ誤魔化ス)シ之ニ因リ危險發

生シタルトキ

- (六) 請負工事ノ價額以外ニ正當ノ理由ナクシテ業主ニ對シ
需索(ネダル)又ハ期限經過シテ工事ヲ終ラザルトキ
- (七) 工事設計免狀ナクシテ擅ニ工事ヲ始メタルトキ
- (八) 其ノ他章則ニ違反シ又ハ文告(文書ノ通告)ノ事項ア
リテ二回ノ通知ヲ經タルモ仍之ヲ遵守セザルトキ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ登記免狀ヲ取消シタルトキハ其ノ納付

濟ノ登記費ハ總テ之ヲ返還セズ

第十三條 登記濟ノ營造業ハ登記期間内ニ於テ能ク規則ヲ遵守シ又
ハ工事請負ニ對シ成績優良ナルトキハ工務局ヨリ成績優良證
明書ヲ給與スルコトヲ得

前項ノ證明書様式ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本工務局ニ未ダ登記セザル營造業ハ總テ本市ニ於テ各項

建築工事ヲ請負フコトヲ得ズ之ニ違反シタルトキハ請負工事
價額ノ多寡ニ依リ百分ノ三乃至百分ノ五ノ罰金ヲ科シ且登記
スルコトヲ命ズ一切ノ登記手續ハ總テ本章程第四、五、六、
七條ノ各規定ニ依リ之ヲ處理ス未ダ免狀ヲ下附セザル前ニ若
再ビ之ニ違反シタルトキハ本條ノ罰金ニ依リ倍ノ處罰ヲ爲ス

第十五條 登記濟ノ營造業ニシテ若事故ニ因リ自ラ停業シタルトキ
ハ豫メ工務局ニ届出デ記録セシメ且免狀及工事記載表ヲ返納
スベシ

第十六條 各營造業ノ受領セル免狀ハ毎年一回之ヲ取換フルモノト
シ毎年ノ正月ヲ免狀取換期ト爲ス既ニ免狀取消ヲ受ケタル營
造業ハ取消期限ノ滿了後ニ限り始テ再登記ヲ爲スコトヲ得
免狀ヲ取換フル場合登記濟ノ營造廠高ニシテ若仍原等級ヲ以
テ登記ヲ申請スルトキハ經驗方面ニ關スル證明文書ヲ免納ス

ルコトヲ得

第十七條 各營造業ノ受領セル免狀ニシテ若之ヲ遺失シタルトキハ新聞ニ登載シテ廢業ノ聲明ヲ爲スヲ除クノ外同時ニ本市工務局ニ對シ理由ヲ叙明シ該新聞紙ト共ニ第七條ノ規定費用ニ依リ百分ノ三十ノ免狀再發行費ヲ納入シテ再發行ヲ申請スベシ

免狀再發行ノ有効期間ハ原免狀ノ發行日ヲ以テ之ヲ計算ス第十八條 登記簿ノ營造業ニシテ若組織名稱ノ變更・又ハ經營者ヲ換ヘテ開業セントスルトキハ本章程ニ依リ更ニ登記ヲ申請スルコトヲ要シ經理人ヲ變更スルトキハ原登記手續ニ依リ届出ヲ認可ヲ受クベシ

第十九條 營造業ノ登記期限満了シ又ハ組織變更若ハ經營者及商號ヲ換ヘタルモ尙未ダ登記ヲ爲サズ又ハ經理人ヲ換ヘタルモ尙未ダ認可ヲ受ケザルモキハ總テ本市ニ於テ各種ノ工事ヲ請負

フコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ工事停止ヲ命ズルヲ除クノ外且左記ノ各項ニ依リ之ヲ處理スルコトヲ得

(一) 免狀取消・再登記停止又ハ營業停止三月以上三年以下
(二) 二十元以下五元以上ノ罰金ニ處ス

第二十條 營造業ノ保證人ハ同額以上ノ資本アル者又ハ其ノ同業ヲ以テ之ヲ保證セシムベシ

- 同業商號ハ左記ノ規定ヲ以テ限ト爲ス
- (一) 丁級ハ丙級ヲ以テ之ヲ保證ス
 - (二) 丙級ハ乙級ヲ以テ之ヲ保證ス
 - (三) 乙級ハ甲級ヲ以テ之ヲ保證ス
 - (四) 甲級ハ甲級三軒ヲ以テ之ヲ保證ス
- 第二十條 保證シタル商號ニシテ若中途ニ於テ組織變更又ハ事故ニ

因リ營業ヲ停止若ハ保證辭退ノ申請ヲ爲ストキハ前條ノ規定ニ依リ別ニ適當ナル保證ヲ立テ提出シテ審査ヲ受クベシ之ニ違反シタルトキハ暫時其ノ登記免狀ヲ取消シ期日ヲ定メテ保證ヲ立タシメ且二十元以下五元以上ノ罰金ニ處ス

第二十二條 登記済ノ營造業ニシテ若本章程ニ違反シタルモ工務局ノ處分ニ從ハズ又ハ履行スル力ナキトキハ其ノ保證ヲ爲シタル商號ハ全責任ヲ負フベシ

第二十三條 本章程ニ未ダ盡サザルノ事項アルトキハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得

第二十四條 本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本章程ノ施行後前南京市工務局修正營造業登記暫行規則ハ直ニ之ヲ廢止ス

南京市工務局工務局技師技副執行業務規則

(中華民國三十年一月公布)

第一條 本規則ニ稱スル技師、技副ハ暫時左記ノ科目ヲ以テ限ト爲ス

(一) 土木科

(二) 建築科

(三) 機械科

(四) 電機科

第二條 技師登記法又ハ工務局技副登記條例ニ依リ前條ニ掲グル各科ノ技師又ハ技副ノ證書ヲ受領シ本市ニ於テ事務所ヲ開設シテ業務ヲ執行スルトキハ總テ本規則ノ規程ニ依リ工務局ニ申請スベシ工務局ハ社會局ト協議シ之ヲ審査シタル上ニ營業

許可證ヲ發行ス

第三條 營業許可證ヲ申請スルトキハ申請書ヲ作成シ工商部ノ登記證書及本人最近ノ二寸半身寫眞二枚ト共ニ工務局ニ申請スベシ工務局ハ社會局ト協議シテ之ヲ審査シ合格シタル後ニ營業許可證ヲ發行ス

第四條

前條ノ申請書ニハ左記ノ各事項ヲ詳細ニ記載スベシ其ノ格式ハ別ニ之ヲ定ム

(一) 姓名、年齢、原籍、住所

(二) 出身

(三) 経歴

(四) 證書番號及登記年月

(五) 事務所ノ所在地

第五條

營業許可證ヲ受領シタル者ハ本市ニ於テ各該科目ノ設計

第六條

及工事監督等ニ關スル事項ヲ請負マコトヲ得ル者ハ其ノ規定ニ依リ工務局ニ對シ許可證費ヲ納入スベシ

第七條

營業許可證ハ事務所ノ見易キ場所ニ懸クルコトヲ要ス

第八條

營業許可證ヲ遺失シタルトキハ新聞ニ三日登載シテ廢棄ノ聲明ヲ爲シ且寫眞ヲ添ヘ該新聞紙ト共ニ本規則第六條ニ定メタル金額ニ依リ百分ノ二十ノ再發行費ヲ納入シテ再發行ヲ申請スベシ

第九條

營業許可證ヲ受領シタル者ニシテ若事務所ノ所在地ヲ變更シ又ハ自ら營業ヲ停止シタルトキハ總テ工務及社會ノ二局ニ届出テ記録セシムベシ

若自ラ營業ヲ停止シタトキハ且原領セル營業許可證ヲ返納ス
ベシ

第十條 營業許可證ヲ受領シタル者ハ毎年一月十五日以前ニ其ノ
原領セル許可證ヲ工務及社會ノ二局ニ送付シテ検査ノ上捺印
ラ受クベシ線ヲ費用ヲ徴收セズ期限經過シタルトキハ直ニ其
ノ許可證ヲ取消ス

第十一條 營業許可證ヲ取消ラ受ケタル技師及技師ニシテ若將來業
務執行ヲ繼續スルハ本規則ニ依リ別ニ申請ヲ爲ス

第十二條 本規則ニ依リ營業許可證ヲ受領シテ第五條ノ各事項務ヲ
請負タル技師及技師ハ左記ノ規定ニ依リ委託者ニ對シ報酬ヲ
收受スルコトヲ得

受スルコトヲ得

工事費一萬元以下ナルトキハ千分ノ三十ヲ超ユルコトヲ得

工事費一萬元以上三萬元迄ノトキハ千分ノ五十ヲ超ユル
コトヲ得ズ

工事費三萬元以上五萬元迄ノトキハ千分ノ二十ヲ超ユルコ
トヲ得ズ

工事費五萬元以上ナルトキハ千分ノ十五ヲ超ユルコトヲ得
ズ

第十三條 現任公務員ハ總テ營業許可證ヲ申請スルコトヲ得ズ若營
業許可證ヲ受領シタル後ニ公務員ニ任ゼラレタルトキハ該許
可證ヲ返還スベシ

第十四條 未ダ認可ヲ經テ營業許可證ヲ下附セザルニ據ニ第五條ノ

各項事務ヲ請負タルトキハ期日ヲ定メテ申請ヲ命ズル外且二
十元以下五元以上ノ罰金ニ處スモノトス
但シ公務員ガ工商部ノ技師及技師ノ登記證ヲ受領シテ其ノ務
服機關ノ爲ニ第五條ノ各項事務ヲ處理スルトキハ此ノ限ニ在
ラス

第十五條 營業許可證ヲ受領シタル者ニシテ第五條ノ設計事項ヲ請
負フコトニ對シテハ必ラズ自ラ之ヲ處理スベシ若他人ノ設計
シタル工事圖面ヲ偽名捺印シテ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ
其ノ營業許可證ヲ取消ス外且五元以上二十元以下ノ罰金ニ處
スモノトス

第十六條 營業許可證ヲ受領シタル者ニシテ若法規違反事件ア
ルトキハ工務及社會ノ二局ハ技師登記法及工商部技師登記條例ノ
規定ニ依リ市政府ニ報告シ工商部ニ移牒シテ其ノ登記證ヲ取

消シ且其ノ許可證ノ返還ヲ命ズルコトヲ得若事情比較的輕キ

第十七條 前條ノ規定ニ依リ營業停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ停業

期間内ニ於テハ第五條規定ノ各項事務ヲ請負フコトヲ得ズ
第十八條 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南京市府、首都警察廳會訂取締書場簡則

第一條 本市内ニ於テ書場（戲曲講演等ヲナス寄席）ヲ開設スルトキハ（評話「講談、俳優ガ古キアリシ様々ノ逸事ヲ敷衍講談スルヲ云フ」彈詞「詞曲彈唱」等ヲ含ム）總テ本規則ノ規定ヲ適用ス

第二條 書場ハ露天講演又ハ茶社（茶館、茶屋）酒屋（酒屋、居酒屋）内ニ附設スルヲ問ハズ總テ豫メ本市政府社會局ニ登記ヲ申請シ許可ヲ經テ營業許可證ノ下附ヲ受ケ一面本廳ニ申請シテ記録セシメタルモノニ限り始テ營業ヲ開始スルコトヲ得其ノ申請書式ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 登記ヲ申請スル書物ノ申請者ハ書内ニ掲グル各欄ニ依リ詳細ニ之ヲ記載スルコトヲ要シ簡單省略スルコトヲ得ズ

第四條 說書人（講談師）ハ本市政府ノ定メタル藝員管理規定ニ依リ登記ヲ申請シ證書ノ下附ヲ受ケタルモノニ限り始テ講義ヲ始ムルコトヲ得

第五條 書場ニ於テ書傳（古ノ賢人ノア、ラハシタ書物）ヲ講義（批評講演）スルトキハ其ノ講演スベキ書傳名ヲ一週間前ニ書名表ヲ作成シテ社會局ニ提出シ審査ヲ受ケタルモノニ限り講義ヲ始ムルコトヲ得

前項ノ書名表ハ劇目單（劇ノ筋書）ヲ適用スルコトヲ得

第六條 說書人（講演師）ハ許可シタル書傳以外ノ事ガラヲ講義スルコトヲ得ズ時事、新聞又ハ戰時消息ノ如キハ絶對ニ講義スルコトヲ禁止ス若私ニ之ヲ講義シタルトキハ隨時該書場ノ營業許可證ヲ取消シ且說書人ヲ召喚シテ之ヲ訊問シ其ノ事情ノ輕重ニ從ヒ法ニ依リテ之ヲ處理スルモノトス（若茶社又ハ

酒肆内ニ附設シタルモノナルトキハ且其ノ店主ヲ同時ニ召喚
シテ之ヲ訊問スルモノトス
第七 條 説替人ノ科課(オドケ、道化)説日(セリフ)及各種ノ
動態ハ淫猥ナル情調ニ涉ルコトヲ得ズ
違反シタル者ハ左記各項ニ依リ各別ニ之ヲ處罰ス
(一)警告
(二)五元以上十五元以下ノ罰金ニ處ス
(三)十日停業

第八 條 本規則ニ未ダ盡サザルノ事項アルトキハ隨時之ヲ修改ス
ルコトヲ得
第九 條 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南京市政府職員保證暫行規則

第一 條 本府ノ職員ハ總テ保證書ヲ提出スルコトヲ要シ本規則ニ
依リ之ヲ處理ス
第二 條 職員ハ任職前ニ在リテハ本府ニ對シ保證書ヲ受取り保證
人又ハ商店之ヲ記載シ本府ニ提出シテ記録セシムベシ
第三 條 保證人又ハ商店ハ左記ノ條例ニ符合スルコトヲ要ス

- 保證人
- (一) 現任ノ政府職員ニシテ其ノ職位ガ被保證人ノ階級ヨリ高キコトヲ要ス
 - (二) 本市ニ於テ固定住所アルコトヲ要ス
 - (三) 本府ノ職員ハ本府職員ノ保證人ト爲ルコトヲ得ズ父子兄弟、叔父姪等ハ保證人ト爲ルコトヲ得

商店

(一) 確ニ當地ニ於ケル現在ノ商業會議所ニ登録シ營業確實ナル店舗又ハ屋號タルコトヲ要ス

(二) 店舗又ハ屋號ノ重要印章ヲ押捺シ且店主又ハ支配人ノ署名捺印アルコトヲ要ス

第四條 金銭出納管理及税金徴收ノ職員ハ前條ニ因ル保證人ニヨリ之ヲ保證スルヲ除クノ外且別ニ本市ノ確實ナル商店保證又ハ個人ノ金銭保證ヲ立ツルコトヲ要シ本府ニ提出シ審査ヲ受ケテ之ヲ査定ス

第五條 保證書ヲ提出シタル後ハ本府ヨリ人員ヲ派遣シテ再審査ヲ爲サシム
保證人又ハ商舖ニシテ再審査ノトキニハ再審査ヲ爲ス捺印個

第六條 所ニ原押捺ノ印章ヲ更ニ押捺シ且署名シテ之ヲ證明スベシ
每一保證人又ハ每一店舗ハ本府職員ヲ三人以上保證スルコトヲ得ズ

第七條 保證人ノ職業又ハ住所及商舖ノ住所ニ變更アルトキハ隨時書面ヲ以テ本府ニ届出ツベシ

第八條 保證人又ハ商舖ガ保證ヲ辭退スルトキハ直接書面ヲ以テ本府ニ届出デ保證責任ノ解除ヲ請求スルコトヲ要シ被保證人ハ新ニ又保證書ヲ作製スルコトヲ要ス

第九條 職員辭退スルトキハ取扱タル整理未完了ノ事件ナク又ハ既ニ事務引繼ヲ完了シタルモノニ限り始テ保證書ヲ返還スベシ

第十條 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス